

令和3年度 第1回豊山町都市計画審議会議事録

1 開催日時 令和3年11月22日(月) 午前10時～10時40分

2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室1

3 出席者

【委員】	学識経験者		青山克己
	学識経験者		小坂芳則
	学識経験者		柴田恵子
	学識経験者		秋田勇人
	学識経験者		坪井玲子
	町議会議員		水野晃
	町議会議員		岡島政信
	町議会議員		岩村みゆき
	町議会議員		柴田賢一
	愛知県尾張県民事務所	事務所長	市田和仁
	西枇杷島警察署	署長	藤村洋一
		(代理 交通課規制係長)	上谷和稔)
【事務局】	豊山町長		鈴木邦尚
	産業建設部	部長	堀尾政美
	産業建設部	参事	大見明弘
	建設課	課長	早川憲二
	防災拠点推進室	室長	中川徹

- 4 議 題 (1) 会長の選任について
(2) 会長代理の指名について
- 5 報告事項 (1) 愛知県基幹的広域防災拠点の整備に係る都市計画の手續
きについて
- 6 会議資料 資料1 愛知県「基幹的広域防災拠点」
資料2 豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について
資料3 豊山町緑の基本計画の一部改訂について
参考資料No.1 豊山町都市計画審議会名簿及び関係例規
参考資料No.2 豊山町都市計画審議会経過及び審議概要
参考資料No.3 下水道事業

7 議事内容

(開 会)

【事務局】

大変お待たせいたしました。ただ今より、令和3年度第1回豊山町都市
計画審議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、防災拠点推進室の中川と申しま
す。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして会議録の取り扱いについて、ご説明いたします。

「議事録の作成に関する指針」の取り扱いに付きましては、当審議会で
は次のように決定されておりますので、確認の意味も含めまして、ご報告
させていただきます。

議事録の作成は「要点筆記」、発言者は不都合なことがあれば非公開とし
ますが、原則「公開」として確認させていただいております。

【事務局】

はじめに町長からご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

【町長】

本日は、大変お忙しいところ当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

日頃より皆様には、本町の都市計画行政につきまして格別のご理解とご支援ご協力を賜わりまして、厚くお礼申し上げます。

さて、本日は、議題ということではございませんが、昨日、県が青山地区に計画しております基幹的広域防災拠点と、町が計画しております避難所と賑わいの施設について、計画の概要を地権者の皆様に説明させていただきました。本日説明させていただきますが、愛知県が計画しております公園と消防学校と合わせて約20ヘクタールの開発となります。あわせて町は避難所と賑わい施設について、基本構想の検討段階ですが、鋭意進めてまいりたい。消防学校と公園の二つの都市計画手続きをすすめるということで、今年度内には都市計画審議会で審議をお願いし、手続きを進めてまいりたい。委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

あわせて都市計画マスタープランにつきましても改訂を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

審議会委員の皆様の活発な議論をお願いし、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

なお、町長は、公務の都合上、ここで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

ここで、当審議会委員に異動があり、また令和3年度第1回目の都市計

画審議会でございますので、全員のご紹介をさせていただきます。

それでは、お手元の参考資料No.1の「豊山町都市計画審議会委員名簿」の順にご紹介させていただきます。

学識経験者の青山克己様、学識経験者の小坂芳則様、学識経験者の柴田恵子様、学識経験者の秋田勇人様、学識経験者の坪井玲子様、町議会議長の水野 晃様、副議長の岡島政信様、総務文教委員長の岩村みゆき様、福祉建設委員長の柴田賢一様、尾張県民事務所長の市田和仁様、西枇杷島警察署長の藤村洋一様は本日欠席のため、代理の上谷様に出席いただいております。

以上で紹介を終らせていただきます。皆様よろしくお願いたします。

引き続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

産業建設部長の堀尾です。産業建設部参事の大見です。建設課長の早川です。最後に本日司会を務めます防災拠点推進室長の中川です。よろしくお願いたします。

【事務局】

それでは、会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしております「令和3年度第1回豊山町都市計画審議会次第」、資料1愛知県「基幹的広域防災拠点」、資料2「豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について」、資料3「豊山町緑の基本計画の一部改訂について」、参考資料No.1「豊山町都市計画審議会委員名簿及び関係例規」、参考資料No.2「豊山町都市計画審議会経過及び審議概要」、参考資料No.3「下水道事業」、以上7種類が本日の配付資料となります。

また、本日の討議資料ではございませんが、今後の審議会の資料としてご活用いただくよう、現在の豊山町都市計画図総括図を用意しております。

す。資料に不足がありましたら事務局から配布いたしますので、挙手をお願いいたします。

【事務局】

ここで会議の成立要件を確認させていただきます。本日の会議は、審議会委員の2分の1以上の委員の皆様方に出席いただいておりますので、豊山町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会議は成立しています。

会議次第に従いまして進めさせていただきます。

それでは会議次第に従いまして進めさせていただきます。

議題（1）会長選出について、豊山町都市計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき、学識経験者の委員の皆様の中から会長の選出をお願いしたいと思います。これまでは互選により選出していただいておりますので、今回も同様に互選により選出していただくことでよろしいでしょうか。

【委員多数】

異議なし。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、自薦または他薦でどなたかございますか。

【小坂委員】

過去の職歴、また色々な役職を務めておられ、ご経験豊かな青山克己委員をお願いしたいと思います。

【事務局】

ありがとうございます。ただ今、青山克己委員を会長へというお声がございましたが、いかがでしょうか。

【委員多数】

賛成。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、青山委員、会長席にお願いいたします。

当審議会の議長は会長に努めていただくことになっております。ご挨拶をいただいた後、早速で恐縮ですが、議事進行につきましてもよろしくお願いいたします。

また、豊山町都市計画審議会条例第5条第3項の規定に基づき、会長には会長代理のご指名をしていただくことになっておりますのでよろしくお願いいたします。

【会 長】

ただいま皆様方よりご推挙いただき、豊山町都市計画審議会の会長に就任いたしました「青山」でございます。

就任にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

この都市計画審議会は、豊山町の将来を左右する重要な事項について審議し、町長に答申していく機関であると認識しております。

今後、会長として豊山町の都市計画行政の健全な発展のため努力してまいりますので、委員の皆様のご理解とご協力の程よろしく申し上げます。

簡単ではございますが、これをもちまして会長就任にあたってのあいさつとさせていただきます。

では、これより私が、議長を務めさせていただきます。本日の議事が円滑に進行しますよう皆様方のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

議題（2）会長代理について、豊山町都市計画審議会条例第5条第3項の規定に基づき、会長が会長代理を指名することになっておりますので、私

より会長代理を指名させていただきます。

会長代理には、秋田勇人委員を指名したいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

【委員多数】

賛成。

【会長】

ありがとうございました。秋田勇人委員に会長代理が決まりました。よろしく願いいたします。

この会議の持ち方ですが、この会議は原則公開という形で行っていきたいと思います。冒頭、事務局より話がありました議事録については「要点筆記」で作成し、発言者名は不都合なことがあれば非公開としますが、原則「公開」で行いたいと思います。いかがでしょうか。

【委員多数】

異議なし。

【会長】

ありがとうございました。では、一部委員の皆様の交代もありましたので、参考資料No.2の「豊山町都市計画審議会経過及び審議概要」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

豊山町都市計画審議会経過及び審議概要についてご説明申し上げます。

参考資料No.2の「豊山町都市計画審議会経過及び審議概要」をご覧ください。

豊山町都市計画審議会は、昭和48年に豊山町都市計画審議会条例を制定し、同年に第1回目の都市計画審議会を開催しましてから、これまでに

5 4回開催しています。

これまで、ご審議していただきました内容は、区域区分の見直し、（これは市街化区域と市街化調整区域の見直し）を始め、用途地域の変更、都市計画道路、都市計画公園、都市計画下水道、地区計画等であります。

また、その他では、都市計画に係わる事業及び都市計画関連事業についてご報告をさせていただいております。

以上、簡単ですが、参考資料No.2の「豊山町都市計画審議会経過及び審議概要」の説明とさせていただきます。

【会 長】

説明が終わりましたが、何かご質問はありますか。

特に無いようですので、次に進みます。次第の3 報告事項に入ります。

(1) 愛知県基幹的広域防災拠点の整備に係る都市計画手続きについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

報告事項1「愛知県基幹的広域防災拠点の整備に係る都市計画手続きについて」ご説明いたします。

資料No.1 愛知県「基幹的広域防災拠点」をご覧ください。はじめに、愛知県基幹的広域防災拠点の概要からご説明いたします。

スライド2ページをご覧ください。

愛知県では南海トラフ地震の発生が懸念されています。

マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80パーセントと、非常に切迫しております。

県の被害予測調査結果では、愛知県だけで東日本大震災に匹敵する被害が想定されています。

このような大規模な災害に対応するためには、「愛知県全体の災害対応力」の強化が急務となっております。

スライド3ページをご覧ください。

愛知県は、大規模災害時において、全国からの人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域や地域の防災拠点に迅速的確に供給する後方支援にあたる「基幹的広域防災拠点」の整備を決定し、県内全域の災害応急体制を確保することとしております。

スライド4ページをご覧ください。

愛知県の「基幹的広域防災拠点」の位置選定条件です。

国の計画において大規模な広域防災拠点に指定されている名古屋空港に隣接していること空港と高速道路のダブルアクセスが可能なこと、地震時の液状化リスク等の災害リスクが低いことから整備計画地を名古屋空港北西部「豊山町青山地区」に選定されました。

スライド5ページをご覧ください。

名古屋空港北西部に整備する拠点では、災害時と平常時にそれぞれ必要な機能を持たせて運用していくことを予定しています。

まずは、災害時の機能です。

拠点指揮運用機能では、新たに整備する消防学校に本部機能を持たせま

す。

消防学校では、24時間の危機管理体制を確保し、大規模災害時に即時対応できる体制を整えます。

さらに、名古屋空港を活用した広域医療搬送の拠点としても運用してまいります。

支援部隊ベースキャンプ機能では、全国から派遣される消防・警察・自

衛隊等支援部隊のベースキャンプ用地を確保します。

支援物資の集積・中継・分配機能では、国からの支援物資を県内全域に供給するターミナル施設を確保するとともに、県でも災害用備蓄物資を保管いたします。

スライド6ページをご覧ください。

「基幹的広域防災拠点」の平常時の機能です。

1点目として、「消防学校を核とする愛知県の防災教育・人材育成拠点」
消防学校では消防職員等に対し消防防災に関する教育訓練を実施します。

また、開かれた消防学校とするため、地域に開放し、小中学生、自主防災組織、企業等向けに訓練施設等を活用した防災教育・人材育成を実施します。

2点目に「地域の賑わいの創出」です。

神明公園の中でも長年町民の皆様に親しまれている築山、展望台、航空館ブーン
の機能は引き続き活用できるよう検討を行い、より県民に広く開放できる公園といたします。

また、公園内では防災をはじめとした様々な分野のイベントを開催します。

防災ビジネス・スタートアップの拠点として展示会を開催・誘致し、
防災用品をはじめとした防災グッズの展示販売や最新の防災技術の展示など
を行い、防災ビジネスを発信いたします。

これらの平常時機能につきましては、豊山町が整備する「賑わい施設」と
一体感を保てるよう県と町で調整を進め、県内外からの集客に寄与する
施設としてまいります。

スライド7ページをご覧ください。

基幹的広域防災拠点のレイアウトについては、エリアごとに消防学校(本部機能)、支援部隊、支援物資機能に分けて配置します。

消防学校エリアは名古屋空港の無線標識設備の支障にならないよう、また、地域に開かれた学校とするため、南側に配置します。

支援部隊エリアは東側にある神明公園を活用することとし配置します。

支援物資エリアでは、名高速、国道41号側の西側に配置します。

スライド8ページをご覧ください。

愛知県の「基幹的広域防災拠点」の規模につきましては、全国から派遣される救出救助部隊と拠点内で指揮運用をになう活動要員を合わせ、約6,500人を収容可能な規模を確保する必要があります。

次に国からの緊急支援物資を1日あたり31,000パレット受け入れることが可能な規模を確保する必要があります。

救出救助部隊の車両、物資搬送車両併せて、約3,400台の車両を受け入れることが可能な規模を合わせ、整備面積を約19.2haといたしました。

スライド9ページをご覧ください。

災害時の各エリア機能につきましては、県内130か所の防災活動拠点の後方支援を実施し、県内全域の災害応急体制を確保できるよう、各エリアでそれぞれ機能を持たせています。

消防学校エリアは拠点の本部機能を担うエリアとし、学校施設内に拠点指揮本部及び広域医療搬送機能等を確保します。

支援部隊エリア及び消防学校内グラウンドでは、消防、警察、自衛隊、T e c - F o r c e の部隊一時集結及び宿営地となるベースキャンプ機能を確保します。

支援物資エリアでは、国のプッシュ型支援物資の受入、県内全域への供給に必要な物資ターミナル機能を確保します。

スライド10ページをご覧ください。

平常時の拠点エリア機能につきましては、公園エリア及び消防学校エリアの2つのエリアを県で整備するとともに、豊山町が整備を計画しております「賑わい施設」と一体感を保てるよう県と町で調整を進め、県内外からの集客に寄与する施設としてまいります。

なお、各レイアウトにつきましては、今後、民間のアイデアを取り入れながら整備に向けて計画してまいります。

スライド11ページをご覧ください。

平常時の拠点エリア機能につきまして、公園エリア、消防学校エリアの2つのエリアについてそれぞれご説明いたします。

まず、公園エリアでは、東側にスポーツができる多目的広場や防災サバイバルキャンプ等を実施できるスペースを確保します。

町民の皆様が多年にわたり憩いの場として利用しておられる神明公園の機能は引き続き活用を検討してまいります。

公園エリアの西側では、防災イベントをはじめとし、地域の賑わいを創出できるエリアとします。

スライド12ページをご覧ください。

消防学校エリアでは「地域に開かれ親しまれる消防学校」とし、地域に開放し、訓練施設などを活用して小中学生、自主防災組織、企業向けの実践型の防災教育、人材育成を実施してまいります。

本日お配りしました「施設平面図（平常時・災害時）」は、平常時の施設配置と、災害時の機能を表したものとなります。参考にしてください。

次に、「都市計画決定」について、説明いたします。

スライド13ページをご覧ください。

愛知県は基幹的防災拠点の整備にあたり、都市計画に、都市施設として「教育文化施設」と「公園」を定めることとしております。

愛知県消防学校と名古屋市消防学校を統合し、全県一貫した教育体制を確保するため、新たに教育文化施設として仮称ではありますが、「愛知県名古屋市消防学校」を定めるものです。規模は約6.9ヘクタールです。

都市計画の決定権者は、教育文化施設であることから町となります。

スライド14ページをご覧ください。

公園につきましては、豊山町において都市計画公園の適正配置を図るため、現時点では（仮称）でございますが、「愛知県防災公園」を総合公園として追加します。規模は約8.9haとしております。

都市計画の決定権者は、公園の規模が10ヘクタール未満であることから町となります。

都市計画決定エリアにつきましてはスライド15ページを参照してください。

青線で囲われたエリアが公園、赤線で囲われたエリアが消防学校となります。

今後の都市計画の手続きについて、主だったものをお示ししています。

スライド16ページをご覧ください。

今後、都市計画の原案の作成にあたり、広く住民及び利害関係人の意見を反映させるための説明会を12月下旬に予定しております。その後、説明会で出された意見、県及び関係機関との協議・調整を経て、都市計画の原案を作成します。

この原案をもって、都市計画法第17条に基づいて、都市計画案の縦覧を予定しております。この縦覧により、区域内に土地の所有権を有する方々などの利害関係人から意見を聞きます。

説明会並びに縦覧を経て、取りまとめた都市計画の案を決定するための豊山町の都市計画審議会を令和4年3月頃に予定させていただきます。

都市計画審議会の議を経た後、愛知県知事の同意を得た後、都市計画の決定告示を行います。この決定告示が、令和4年4月上旬頃を予定しております。

若干のスケジュール変更はあると思われませんが、概ねこの内容で進めてまいりたいと考えております。

委員の皆さま方におかれましては、令和4年3月下旬頃に都市計画審議会を予定させていただきますので、よろしくお願いたします。

次に資料2「豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について」説明いたします。

改訂の趣旨でございます。

「都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本方針」として、土地の使い方や、道路、公園、下水道等の都市施設、自然環境、景観といった都市を構成する様々な要素の方向性を長期的な視点にたって定めるものです。現行の豊山町都市計画マスタープランは、令和11年度（2029年度）までを計画期間として、平成30年度・令和元年度の2年間をかけて、令和2年3月に策定しました。

計画策定後、愛知県は先ほどご説明しましたとおり、基幹的広域防災拠点県営名古屋空港北西部の豊山町青山地区に整備することを決定いたし

ました。

基幹的広域防災拠点の中核施設として消防学校を整備し、防災教育や人材育成を行い、平時は地域の賑わいを創出する都市公園を整備するとしております。

新たな都市公園と消防学校を、本町における賑わいの創出と、防災力の向上につながる「憩いと交流の拠点」と位置づけ、施設の整備に向けて、豊山町都市計画マスタープランにおける施設の位置付けを明確化するため、豊山町都市計画マスタープランの一部見直しを行うものです。

次に資料3「豊山町緑の基本計画の一部改訂について」説明いたします。
改訂の趣旨でございます。

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき、市町村が緑の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本的な計画です。

平成8年3月に「豊山町緑の基本計画」を策定してから24年を経て、少子高齢化の進行、地球温暖化をはじめ、都市緑地法の改正や上位計画である「豊山町第5次総合計画」・「豊山町都市計画マスタープラン」の策定、「愛知県広域緑地計画」の改定など、本町を取り巻く環境や社会情勢が大きく変化しました。

これらの状況を踏まえ、官民一体となって緑の保全及び緑化の推進に関する施策や取り組みを総合的に展開することを目的に、令和3年3月、本計画を改訂いたしました。計画期間は、令和3年度から概ね10年間です。

計画策定後、愛知県は、県営名古屋空港北西部の青山地区に、基幹的広域防災拠点を目的とした総合公園と消防学校の整備を決定しました。

総合公園と消防学校の整備に向けて、豊山町緑の基本計画における施設

の位置付けを明確化するため、豊山町緑の基本計画の一部見直しを行うものです。

現在、都市計画手続きにあわせ、案の一部見直しを進めております。

都市計画マスタープランと緑の基本計画の一部改訂案につきましては、令和4年2月頃に、パブリックコメントを実施し、町民の皆様のご意見をお聞きした後、令和4年3月、先ほどの都市計画決定と合わせて、審議会でご審議いただくことを予定しております。

以上で、報告事項1「愛知県基幹的広域防災拠点の整備に係る都市計画手続きについて」の説明とさせていただきます。

【会 長】

説明が終わりましたが、何かご質問、またはご意見はありますか。

【委 員】

(質疑なし)

【会 長】

質問もないようですので、次第4 その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

下水道事業についてご説明申し上げます。

参考資料No.3をご覧ください。

本町の下水道事業は、愛知県が進めております新川流域下水道計画の中に位置付けられており、隣接する北名古屋市とともに、新川東部処理区の関連公共下水道事業として実施しています。

本町の下水道計画区域は、市街化区域とその周辺で一体的に整備することが望ましい区域としております。

下水道計画区域面積は、399.2haであります。

別紙図面のピンク色で囲われている区域が、本町の下水道計画区域です。

整備計画につきましては、平成13年10月に最初の事業認可を受けました。その後、事業の進捗に伴い、平成18年、23年、28年、令和元年に整備区域を追加する事業計画の変更を行っております。

また、下水道整備の早期概成を目指し、平成29年2月に今後10年間で86.0haを整備する重点アクションプランを策定しております。

下水道の整備につきましては、平成14年度より進めております。平成19年度末に供用開始を行い、現在では黄色で着色してあります区域229.3haについて供用開始しております。

また、緑色で着色してあります区域8.9haについては、今年度整備をいたしまして、令和3年度末に供用開始する予定です。

今後は、重点アクションプランに基づき未普及地域を解消するため、赤色で着色してあります整備計画区域38.6haについて、令和8年度末の完了を目指し鋭意整備を進めてまいります。

以上で参考資料No.3「下水道事業」の説明とさせていただきます。

【会 長】

ありがとうございました。説明が終わりましたが、何かご質問はありますか。

【岩村委員】

先ほど説明のあった愛知県基幹的広域防災拠点について、下水道の計画区域に入っていないませんが、将来の方向性はどのようにお考えですか。

【事務局】

防災拠点につきましても、下水道に接続できるように手続きを進めております。全体計画の見直しを来年度実施したいと考えております。県と調整をして、事業計画区域の見直しを図りながら、防災拠点の供用開始に間に合うよう、整備を進めてまいります。

【会 長】

その他にご質問、ご意見はありますか。

【水野委員】

豊山町の都市計画を、来年の3月に変更すると説明がありました。

昨日神明、金剛地区の地権者に防災拠点の整備について説明がございました。その中で地権者から要望がありました。今後、地権者の皆様には、丁寧な説明と、誠意ある交渉を、中川室長を中心に行っていただきたいと思えます。要望ですが、よろしくお願ひします。

【会 長】

その他にご質問、ご意見はありますか。この機会に委員の皆様なにかございませんか。

【委 員】

(意見なし)

【会 長】

それでは、長時間にわたりましてご熱心に討議いただきましてありがとうございました。皆様のおかげで、本日の議題について滞りなく終了することができました。今後ともご協力のほどよろしくお願ひします。

【事務局】

会長はじめ委員の皆様方、ありがとうございました。最後に産業建設部長の堀尾より一言ご挨拶させていただきます。

【産業建設部長】

本日は、熱心なご審議誠にありがとうございました。

町民の皆様のご協力を頂きながら、魅力ある豊山町の実現に向け努力していきたいと考えております。

本日、ご報告させていただきました事案につきましては、精力的に進めて参りますので、今後とも審議会の運営についてよろしくご協力をお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(閉 会)

上記のとおり令和3年度第1回豊山町都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

令和3年度12月7日

会 長 青 山 克 己

署 名 人 柴 田 恵 子